文化財の種別

文化財について学ぶ-③

一言に文化財と言っても、その分野は多岐にわたります。イメージしやすいのは、遺跡から出土する土器や石器などの「考古資料」、歌舞伎や能楽などの「無形文化財(芸能)」でしょうか。その大枠は国が定めた「文化財保護法」によって分類され、それにならって都道府県、そして市区町村がそれぞれの「文化財保護条例」を制定して地域の文化財を当てはめています。

大田区の指定種別を詳しく見ていくと、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」に大別され、有形文化財はさらに「建造物」「美術工芸(絵画・彫刻・工芸)」「書跡・典籍」「古文 書類・登石文」「考古資料」「歴史資料」に、無形文化財は「芸能」「技能」に、民俗文化財は「有 形(生活や信仰に関するものなど)」「無形(民俗芸能・風俗慣習)」に、記念物は「史跡」「名勝」「天然記念物」に分類されます。ちなみに、「埋蔵文化財」は地中に埋まっていて内容が不確定な状態の呼び名(範囲としての呼び名は「埋蔵文化財包蔵地」)であるため、調査が行われていない段階で指定文化財の対象になることはありません。調査の結果、重要または貴重であるという判断がされれば、遺跡全体や遺構なら「史跡」、出土遺物なら「考古資料」として指定されることになりますが、基本的に「文化財保護法」においては地中で保存を続けることが望ましく、やむを得ず現状変更する場合に記録調査を行うという考えをとっています。

また、東京都指定文化財の記念物だけに存在する種別として「旧跡」があります。『東京都文化財指定基準』によると"東京都指定史跡に準ずるもので、歴史の正しい理解のために欠くことができず、その遺跡に歴史的価値の痕跡が残っているもの又は旧態を推定し得るもの"、"墓石、石碑その他歴史的価値のある記念物"であると定義されています。つまり史跡ほど実体が残存・判明していなくとも、伝承や古地図・古文書への記述などを根拠として価値付けが可能な土地が対象となります。現在200件以上の都指定旧跡がありますが、これらは戦前に指定されたものも多く根拠が不明確とされ、「史跡」として再評価すべく見直しが進められています。なお、区内では「新井宿義民六人衆墓(山王3丁目 養慶寺)」、「南洲海舟評議の処(池上1丁目 本門寺松濤園内)」、「日蓮上人入滅の旧跡(池上2丁目 本行き)」、「韓木大塚古墳(雪谷大塚町)」の4件が旧跡指定されています。前者3件は伝承地としての指定ですが、うち「新井宿義民六人衆墓」はその後根拠となる文書(都指定「新井宿村名主惣百 姓等訴状写」)が発見されました。「鵜木大塚古墳」は発掘調査が行われておらず、古墳としての実体は明らかになっていませんが、旧鵜ノ木村(東急多摩川線鵜の木駅~下丸子駅周辺)の飛び地であったことや、「大塚」が「雪谷大塚町」の地名由来となっているなど、地域の歴史と密接に関わっているという理由から旧跡とされています。